



申請理由①「市民税が非課税」の証明書類「課税(所得)証明書」の交付・発行について

○「令和7年度市民税・府民税・森林環境税証明書」(以下、「課税(所得)証明書」という)は、市税事務所または区役所(出張所等含む)で発行しています。令和7年度分(令和6年中の所得証明)の発行を受けてください。

※交付申請するときは、申請書の「使用目的」欄の「□就学援助」にチェックをつけてください。

※「課税(所得)証明書」は、扶養控除欄の記載が省略されているものは使用できません。

※令和7年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村で課税(所得)証明書の発行を受けてください。

○所得がなかった方や市民税・府民税が非課税の方も、就学援助の申請のためには、原則として市税事務所での申告が必要です。「課税(所得)証明書」は、申告を行ってから交付を受けてください。

ただし、次の方については、未申告でも「所得金額」が記載されるので、申告の必要はありません。

①所得税の確定申告をされた方

②給与所得のみで、給与支払者(勤務先)から給与支払報告書が提出されている方

③公的年金※等の所得のみで、その他に所得がない方

※遺族年金・障害年金は除く

○令和7年度の市民税・府民税を申告するときは、所得が0円の場合も必ず「扶養控除」欄を記入し、また、寡婦・ひとり親の方は「寡婦・ひとり親控除」欄に記入し、申告を行ってください。

○収入・所得の有無に関わらず、生計を一にする世帯全員(平成20年4月1日以前に生まれた方)の証明書類が必要になります。ただし、被扶養者の方の証明は不要です。

○「令和7年給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」は、特別徴収を行う勤務先において、従業員等に対して令和7年5月下旬ごろに交付済の書類です。

※「令和7年給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」は、主たる給与以外の所得に対する住民税を普通徴収で課税されている場合は、証明書類として使用できません。

※小学校と中学校など2枚以上申請書を提出する場合、「課税(所得)証明書」の原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーを添付してください。

就学援助の振込口座について

○申請書表面の「振込先」について、次の記入例にならって申請者の口座を記入してください。

※また、次の4項目が記載されている、振込先の預金通帳やキャッシュカードのコピーを、申請書に添付してください。

きんゆうきかんめい

・金融機関名

こうざばんごう

・口座番号

してんめい

・支店名または支店コード

こうざめいぎ

・口座名義(フリガナ)

ぎんこう

してんめい

すうじ

かんすうじ

けた

ゆうちょ銀行の支店名は数字(漢数字)3桁です。

ぎんこう

こうざばんごう

けた

ばあい

ゆうちょ銀行で口座番号が8桁の場合は、さいごのぞきにゅう最後の「1」を除いて記入してください。

きんゆうきかんめい

金 融 機 関 名

銀行

信用金庫

協同組合

してんめい

支 店 名

中之島

本店

支店

こうざばんごう

口 座 番 号

※右詰めで記入してください。

0

1

2

3

4

5

6

口 座 名 義

フリカナ

名 前

大阪 大輔

だくてんとう

もじ

きにゅう

せい めい あいだ

フリガナは、濁点等も1文字として記入してください。また、それぞれ姓と名の間は、もじぶんくうはくい1文字分の空白を入れてください。

※きょうだい分申請がある場合は、別途きょうだいの支給方法について、どこかに☑をつけてください。

《特別な事情》

《学校からの特記事項》

がっこう

とっきじこう

学校長名

とじしろ(添付書類をステープラーなどで留めてください。)